「三木市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正案」に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方

意見募集期間　令和８年１０月１日(木)～令和８年１０月３０日(金)
意見提出者数　２人（２件）

１　条例改正全般に関すること

【意見１】

本条例改正案に強く賛成する。三木市には火葬を受け入れつつ両墓制を護持してきた歴史があり、土葬容認は無縁墓地化や改葬の不可能性、災害リスク、外来需要による市民用墓地の圧迫を招く。さらに経営難等に伴う外部からの関与や意図しない運用の変更など、民間の管理体制には構造的限界がある。現場の脆弱性から市民を保護し公衆衛生と公共の福祉を守るため、市が条例という盾を設ける制限措置は不可避であり、極めて妥当である。

【意見２】

（意見趣旨）

釈迦に説法ではございますが、墓地の管理運営に携わる者として、三木市の豊かな自然環境、大切な地域産業、そして市民の皆様の安心な暮らしを守る観点から、本条例の改正案（原則として土葬を禁止する規定の新設）に強く賛成いたします。

（意見理由）

１　地元の主要産業や地域ブランドを守るために(風評被害の防止)

現在、日本国内では火葬率がほぼ100%となっており、土葬が可能な墓地が極めて少ないため、特定の地域への需要集中や事業者による営業活動が活発化している現状を、現場をあずかる者として深く懸念しております。仮に市内で土葬が容認・集中した場合、科学的な問題の有無にかかわらず「三木の水や土壌は大丈夫なのだろうか」という懸念や風評被害が生じかねません。これにより、地域で守ってきた日本一の酒米「山田錦」や伝統の「三木金物」など、農家さんや事業者の皆様が長年築いてこられた高い信頼と地域経済に大きな打撃が及ぶことを強く危惧しております。

２　地域の魅力低下や市民生活・資産への影響を防ぐためにイメージの変化や風評被害によって街の住み心地や魅力が損なわれてしまうと、土地や住まいの資産価値の下落、人口減少の加速、さらには市税収入の減少に伴う公共サービスの縮小など、住民の皆様の暮らしや資産に直接的な影響が及ぶ恐れがあります。

３　市民の命と健康を支える水道水（深井戸）への安心確保

三木市の上水道は、約６割（約５６％）を市内約 80 箇所の深井戸（地下水）に依存しているという明確な地域特性があります。地下水環境に対する不安や噂は市民全員の健康や暮らしに直結するため、一度不安が広がれば信頼を取り戻すのは極めて困難です。公衆衛生と市民生活の安全を最優先にしていただきたいと考えております。

（おわりに）

現場において明確な法的根拠に基づいた適正な判断と指導を行っていくためにも、本条例によるルール化は不可欠です。他地域からの集中や風評被害を防ぎ、三木の伝統産業や特産品、自然環境と安心な暮らしを守るため、原則土葬禁止とする本改正案を確実に推進していただきますようお願い申し上げます。

【市の考え方】

三木市では、豊かな自然環境の保全や農作物への風評被害防止、公衆衛生と公共の福祉の確保を目的として、原則として土葬墓地の開発を認めないこととし、例外的に既存の墓地に土葬を許可する場合は、墓地の管理者の許可はもとより、地域の風習に基づき周辺住民と合意形成があること等を要件とした条例等の整備を行うものです。歴史的に形成された火葬文化や墓地の永続性も考慮しつつ、環境保全と住民の安心安全のため、いただいたご意見を重く受け止め、今後も適切な運用に努めてまいります。